

令和3年3月定例会提出議案概要（記者発表資料）

- 1 招集告示日 令和3年2月24日
- 2 招 集 日 令和3年3月3日
- 3 提出議案件数 36件  
予 算 21件  
条 例 14件  
その他 1件
- 4 議案等件名
  - 議案第2号 令和2年度西条市一般会計補正予算（第14回）  
について
  - 議案第3号 令和2年度西条市介護保険特別会計補正予算  
（第4回）について
  - 議案第4号 令和2年度西条市港湾上屋事業特別会計補正予  
算（第1回）について
  - 議案第5号 令和2年度西条市壬生川財産区特別会計補正予  
算（第1回）について
  - 議案第6号 令和2年度西条市後期高齢者医療保険特別会計  
補正予算（第3回）について
  - 議案第7号 令和2年度西条市公共下水道事業会計補正予算  
（第2号）について
  - 議案第8号 令和3年度西条市一般会計予算について
  - 議案第9号 令和3年度西条市国民健康保険特別会計予算に  
ついて
  - 議案第10号 令和3年度西条市介護保険特別会計予算につい  
て
  - 議案第11号 令和3年度西条市港湾上屋事業特別会計予算に  
ついて
  - 議案第12号 令和3年度西条市ひうち地域振興整備事業特別  
会計予算について
  - 議案第13号 令和3年度西条市土地開発事業特別会計予算に  
ついて
  - 議案第14号 令和3年度西条市小松地域交流事業特別会計予  
算について
  - 議案第15号 令和3年度西条市本谷温泉事業特別会計予算に  
ついて

別  
冊

議案第16号	令和3年度西条市畑地かん水事業特別会計予算について		
議案第17号	令和3年度西条市庄内財産区特別会計予算について		
議案第18号	令和3年度西条市壬生川財産区特別会計予算について		
議案第19号	令和3年度西条市後期高齢者医療保険特別会計予算について		
議案第20号	令和3年度西条市水道事業会計予算について		
議案第21号	令和3年度西条市病院事業会計予算について		
議案第22号	令和3年度西条市公共下水道事業会計予算について		
議案第23号	西条市指定金融機関の指定について . . . . .		1
議案第24号	西条市がん対策推進条例について . . . . .		2
議案第25号	西条市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について . . . . .		4
議案第26号	西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について . . . . .		5
議案第27号	五百亀記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例について . . . . .		7
議案第28号	西条市体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例について . . . . .		8
議案第29号	西条市武道場設置及び管理条例の一部を改正する条例について . . . . .		9
議案第30号	西条市人権文化のまちづくり条例の一部を改正する条例について . . . . .		10
議案第31号	西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例について . . . . .		11
議案第32号	西条市介護保険条例の一部を改正する条例について . . . . .		12
議案第33号	西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について . . . . .		14
議案第34号	西条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的		

	な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について . . . . .	1 6
議案第 3 5 号	西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の基準等を定める条例の一部を改正する条例について . . . . .	1 7
議案第 3 6 号	西条市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について . . . . .	1 8
議案第 3 7 号	西条市火災予防条例の一部を改正する条例について . . . . .	1 9

議案第 23 号 西条市指定金融機関の指定について

(会計課)

1 提出の理由

本市の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせる指定金融機関について、3年間の期間を付して指定するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第235条第2項及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第168条第2項の規定により、議会の議決を求めるものである。

2 概要

次のとおり西条市指定金融機関を指定しようとするものである。

(1) 指定する金融機関

株式会社愛媛銀行

(2) 指定の期間

令和3年10月1日から令和6年9月30日までの3年間

## 1 提出の理由

がんが市民の疾病による死亡の最大の原因であること、その他のがんが市民の生命及び健康にとって重大な課題であることに鑑み、がん対策基本法（平成18年法律第98号）及び愛媛県がん対策推進条例（平成22年愛媛県条例第26号）の目的を踏まえ、がん対策に関し、基本理念を定め、市の責務並びに市民、保健医療福祉関係者及び事業者の役割を明らかにするとともに、がん対策に関する施策の基本となる事項を定めることにより、総合的にがん対策を推進するため、所要の条例を制定しようとするものである。

## 2 概要

### (1) 基本理念

がん対策は、がん患者等が地域で安心して暮らしていけるよう関係機関の連携の下に推進し、自分らしく暮らすことができる社会の実現を目指して積極的に推進する。

### (2) 責務及び役割

市の責務、市民、保健医療福祉関係者及び事業者の役割について定める。

### (3) がん教育の推進

学校教育、社会教育等の学習の場において、がん及び命の大切さについて理解を深めるための教育を推進する。

### (4) がんの予防及び早期発見の推進

がんの予防の推進や、がんの早期発見を推進するための必要な施策を実施する。

### (5) 働く世代へのがん対策の充実

ア 事業所におけるがん検診や正しい知識の普及に努める。

イ 従業員の健診結果から早期に医療機関につなげ、従業員ががんになり患したとしても、勤務を継続することができる体制づくりに努める。

ウ 市は、がん患者等の雇用の継続や円滑な就職のため、事業者に対する啓発等の施策を実施する。

### (6) 療養生活の質的向上

関係機関と連携し、在宅医療及び緩和ケアの充実を図るため、必要な施策を実施するよう努める。

### (7) がん患者とその家族への支援の充実

がん患者等が、がんと共存し、尊厳をもって安心して自分らしい生活をするために必要な施策を実施する。

3 施行期日

令和3年4月1日

議案第 25 号 西条市職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

(職員厚生課)

1 提出の理由

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第31条の規定に基づく同法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員のサービスの宣誓について、様々な任用手続に応じ、任命権者が別段の定めをすることができるようにするため、及び宣誓書における押印を廃止するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 会計年度任用職員のサービスの宣誓について、その任用手続が様々であることから、任命権者が別段の定めができるようにする。
- (2) 宣誓書の様式について、押印を廃止し、署名のみとする。

3 施行期日

公布の日

議案第26号 西条市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

(市民税課)

1 提出の理由

地方税法施行令の一部を改正する政令(令和2年政令第264号)が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

個人所得課税の見直しにより、令和3年度から給与所得控除及び公的年金等控除から基礎控除へ10万円の振替等が行われることにより、国民健康保険税の負担水準に関して意図せざる影響及び不利益が生じることを回避するため、軽減判定所得の算定において、基礎控除額相当分の基準額を33万円から43万円に引き上げるとともに、一定の給与所得者等<sup>※1</sup>が2人以上いる世帯に対して、その人数に応じて加算を行う。

区分	軽減対象世帯の判定基準	
	改正案	現行
7割軽減世帯	世帯の合計所得 ≤ $430,000 \text{ 円} + 100,000 \text{ 円} \times (\text{給与所得者等}^{\text{※1}} \text{の人数} - 1)$	世帯の合計所得 ≤ $330,000 \text{ 円}$
5割軽減世帯	世帯の合計所得 ≤ $430,000 \text{ 円} + 285,000 \text{ 円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者}^{\text{※2}} \text{数}) + 100,000 \text{ 円} \times (\text{給与所得者等の数}^{\text{※1}} - 1)$	世帯の合計所得 ≤ $330,000 \text{ 円} + 285,000 \text{ 円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者}^{\text{※2}} \text{数})$
2割軽減世帯	世帯の合計所得 ≤ $430,000 \text{ 円} + 520,000 \text{ 円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者}^{\text{※2}} \text{数}) + 100,000 \text{ 円} \times (\text{給与所得者等の数}^{\text{※1}} - 1)$	世帯の合計所得 ≤ $330,000 \text{ 円} + 520,000 \text{ 円} \times (\text{被保険者数} + \text{特定同一世帯所属者}^{\text{※2}} \text{数})$

※1 給与所得者等・・・55万円を超える給与収入を有する者又は一定額(65歳未満は

60万円、65歳以上は110万円<sup>※3</sup>)を超える公的年金等の支給を受ける者で給与所得を有しない者

※2 特定同一世帯所属者・・・後期高齢者医療制度への移行に伴い国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者であって、その後継続して同一の世帯に属する者

※3 65歳以上で公的年金等に係る特別控除が適用されている場合は、



125万円とする。

3 施行期日等

(1) 施行期日

公布の日

(2) 適用区分

改正後の条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

議案第 27 号 五百亀記念館設置及び管理条例の一部を改正する条例  
について

(社会教育課)

1 提出の理由

五百亀記念館の指定管理者による管理における利用料金制について定めるため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

五百亀記念館の使用に係る使用料を、指定管理者の収入として収受させる旨を規定する。

3 施行期日

公布の日（改正後の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用）

議案第 28 号 西条市体育館設置及び管理条例の一部を改正する条例  
について

(スポーツ健康課)

1 提出の理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のほか、災害時等における利用者の利便性の向上を図ることを目的として、災害時に避難所となる屋内体育施設のうち、空気調和設備が整備されていない各体育館に大型冷風機を導入するに当たり、大型冷風機の使用に係る使用料を徴収するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

大型冷風機を令和 3 年 5 月 1 日から導入することとし、使用料については、風量の出力の違いから、区分を冷風機（大）と冷風機（小）に分け、次の表のとおり定める。

設備・備品名	単位	使用料
冷風機（大）	1 台 1 時間につき	1 5 0 円
冷風機（小）	1 台 1 時間につき	5 0 円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、令和 3 年 5 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用する。

議案第 29 号 西条市武道場設置及び管理条例の一部を改正する条例  
について

(スポーツ健康課)

1 提出の理由

新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策のほか、災害時等における利用者の利便性の向上を図ることを目的として、災害時に避難所となる屋内体育施設のうち、空気調和設備が整備されていない西条市小松武道館に大型冷風機を導入するに当たり、大型冷風機の使用に係る使用料を徴収するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

大型冷風機を令和 3 年 5 月 1 日から導入することとし、使用料については、風量の出力の違いから、区分を冷風機（大）と冷風機（小）に分け、次の表のとおり定める。

設備・備品名	単位	使用料
冷風機（大）	1 台 1 時間につき	1 5 0 円
冷風機（小）	1 台 1 時間につき	5 0 円

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

改正後の条例の規定は、令和 3 年 5 月 1 日以後の使用に係る使用料について適用する。

議案第30号 西条市人権文化のまちづくり条例の一部を改正する条例について

(人権擁護課)

1 提出の理由

社会環境の急速な変化に伴い、複雑多様化する人権課題に対して、更なる人権施策を推進するため、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 差別解消の推進を目的とした法令の理念に準じて「部落問題」の文言を用いるとともに、所要の文言の整理を行う。
- (2) 人権が尊重される社会を実現するためには、事業者も地域社会の一員として重要な役割を担っていることから、事業者を責務規定に加える。
- (3) 人権施策に資するため、必要に応じて調査を行える規定を加える。

3 施行期日

公布の日

議案第 3 1 号 西条市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

(国保医療課)

1 提出の理由

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 5 号）が施行されたことに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

附則第 4 項の「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 2 4 年法律第 3 1 号）附則第 1 条の 2 に規定する新型コロナウイルス感染症」を新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和 2 年法律第 2 5 号）における定義と同様の内容に改める。

3 施行期日

公布の日

議案第32号 西条市介護保険条例の一部を改正する条例について  
(長寿介護課)

1 提出の理由

介護保険事業計画の見直しによる介護保険料の改定に伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 改正の概要

第1号被保険者の令和3年度から令和5年度までの各年度の保険料について、現行の基準額73,600円を据え置く。

- ・第1号に掲げる者（基準額の50%軽減対象者）の保険料  
36,800円
- ・第2号に掲げる者（基準額の25%軽減対象者）の保険料  
55,200円
- ・第3号に掲げる者（基準額の25%軽減対象者）の保険料  
55,200円
- ・第4号に掲げる者（基準額の10%軽減対象者）の保険料  
66,200円
- ・第5号に掲げる者（基準額の対象者）の保険料  
73,600円
- ・第6号に掲げる者（基準額の20%割増対象者）の保険料  
88,300円
- ・第7号に掲げる者（基準額の30%割増対象者）の保険料  
95,700円
- ・第8号に掲げる者（基準額の50%割増対象者）の保険料  
110,400円
- ・第9号に掲げる者（基準額の70%割増対象者）の保険料  
125,100円

ただし、低所得者の第1号保険料軽減強化により、第1号から第3号までについての保険料は、次のとおりとする。

- ・第1号に掲げる者（基準額の70%軽減対象者）の保険料  
22,100円
- ・第2号に掲げる者（基準額の50%軽減対象者）の保険料  
36,800円
- ・第3号に掲げる者（基準額の30%軽減対象者）の保険料  
51,500円

### 3 施行期日等

#### (1) 施行期日

令和3年4月1日

#### (2) 経過措置

改正後の条例の規定は、令和3年度以後の年度分の介護保険料について適用する。



議案第 33 号 西条市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

(長寿介護課)

1 提出の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 市内の地域密着型介護サービス事業所が行う各サービスにおけるオペレーターや管理者・介護職員等の配置基準を緩和し、兼務等を可能とすること、また、介護に直接携わる職員のうち医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じなければならないことについて定める。
- (2) 事業所に対し、避難等訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならないことについて定める。
- (3) 認知症対応型共同生活介護において、ユニット数を弾力化すること、サテライト型事業所の基準を創設すること、計画作成担当者の配置基準を緩和し、事業所ごとに 1 人以上の配置とすることについて定める。
- (4) 入所者の生活介護において、口腔衛生管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を行うことについて定める。
- (5) 感染症の発生及びまん延等に関する取組として、委員会の開催、業務継続に向けた計画等の策定、訓練等の実施を義務付けることについて定める。
- (6) ハラスメント対策として、事業者の責務を踏まえた適切な対策を求めることについて定める。
- (7) 各種会議等において、テレビ電話を活用することを認めること、また、ケアプランや重要事項説明書等に係る利用者への説明において、電磁的記録による対応を認めることについて定める。
- (8) 虐待の発生又はその再発を防止するための取組として、委員会の開催、指針の整備、研修の実施とともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めなければならないことについて定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止、認知症に係る基礎的研修の受講、ユニット定員、栄養管理、口腔衛生の管理等に係る規定について、それぞれ所要の経過措置を講ずる。

議案第34号 西条市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、  
設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービス  
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する  
基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
(長寿介護課)

## 1 提出の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

## 2 概要

- (1) 市内の地域密着型介護予防サービス事業所が行う各サービスにおける職員の配置基準を緩和すること、また、医療・福祉関係の資格を有さない者に対して、認知症介護基礎研修を受講させなければならないことについて定める。
- (2) 避難等訓練の実施に当たって、地域住民との連携に努めなければならないことについて定める。
- (3) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護において、ユニット数を弾力化すること、サテライト型事業所の基準を創設すること、計画作成担当者の配置基準を緩和することについて定める。
- (4) 感染症の発生及びまん延等に関する取組として、業務継続に向けた計画等の策定、訓練等の実施を義務付けることについて定める。
- (5) ハラスメント対策として、適切な対策を求めることについて定める。
- (6) 各種会議等において、テレビ電話を活用すること及び利用者への説明において、電磁的記録による対応を認めることについて定める。
- (7) 虐待の発生又はその再発を防止するため、研修の実施等とともに、担当者を定めなければならないことについて定める。

## 3 施行期日等

### (1) 施行期日

令和3年4月1日

### (2) 経過措置

虐待の防止、業務継続計画の策定、感染症の予防及びまん延の防止並びに認知症に係る基礎的研修の受講に係る規定について、それぞれ所要の経過措置を講ずる。

議案第 35 号 西条市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営等の  
基準等を定める条例の一部を改正する条例について  
(長寿介護課)

1 提出の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 9 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 感染症の発生及びまん延等に関して、業務継続に向けた計画等の策定、訓練等の実施を義務付けることについて定める。
- (2) ハラスメント対策として、適切な対策を求めることについて定める。
- (3) 各種会議等において、テレビ電話を活用すること及び利用者への説明において、電磁的記録による対応を認めることについて定める。
- (4) 虐待の発生又はその再発を防止するため、研修の実施等とともに、担当者を定めなければならないことについて定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

虐待の防止、業務継続計画並びに感染症の予防及びまん延の防止に係る規定について、それぞれ所要の経過措置を講ずる。

議案第36号 西条市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例について

(長寿介護課)

1 提出の理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令（令和3年厚生労働省令第9号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に各サービスの割合及び同一事業者によって提供されたサービスの割合について説明を行うことについて定める。
- (2) 感染症の発生及びまん延等に関して、業務継続に向けた計画等の策定、訓練等の実施を義務付けることについて定める。
- (3) ハラスメント対策として、適切な対策を求めることについて定める。
- (4) 各種会議等において、テレビ電話を活用すること及び利用者への説明において、電磁的記録による対応を認めることについて定める。
- (5) 虐待の発生又はその再発を防止するため、研修の実施等とともに、担当者を定めなければならないことについて定める。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和3年4月1日。ただし、附則第3条の規定にあつては公布の日、第16条中第30号を第31号とし、第21号から第29号までを1号ずつ繰り下げ、第20号の次に1号を加える改正規定にあつては令和3年10月1日

(2) 経過措置

虐待の防止、管理者、業務継続計画の策定並びに感染症の予防及びまん延の防止に係る規定について、それぞれ所要の経過措置を講ずる。

議案第 37 号 西条市火災予防条例の一部を改正する条例について

(消防本部予防課)

1 提出の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部を改正する省令（令和 2 年総務省令第 77 号）が施行されることに伴い、所要の条例改正を行おうとするものである。

2 概要

- (1) 対象火気設備等のうち、急速充電設備の全出力の上限が 200 キロワットまで拡大されたことに伴い、現行の上限である「50 キロワット」を「200 キロワット」に改めるとともに、急速充電設備の位置、構造及び管理に関する基準について、規定を整備する。
- (2) 急速充電設備（全出力 50 キロワット以下のものを除く。）について、消防署への設置の届出を要することとされたことに伴い、当該届出に関する規定を加える。

3 施行期日等

(1) 施行期日

令和 3 年 4 月 1 日

(2) 経過措置

条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。